

# ○大府市文化活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の文化の振興に寄与することを目的とし、芸術文化活動事業を行う団体又は個人（以下「文化活動団体等」という。）に対し、予算の範囲内において交付する大府市文化活動事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象等)

第2条 補助金の交付の対象となる文化活動団体等は、原則として1年以上の活動の実績を有するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所又は活動の本拠を置く団体
- (2) 市内に住所を有する者で大府市税を滞納していないもの
- (3) その他市長が認めたもの

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、広く市民一般を対象として行うもので、次に掲げる芸術文化活動事業のうち、市民文化の振興に寄与する事業として市長が選定したものとする。

- (1) 美術（日本画、洋画、版画、彫塑、工芸、書、写真等）の発表又は展示
- (2) 音楽（民謡及び吟詠を含む。）の公演又は発表
- (3) 舞踊（民踊を含む。）の公演又は発表
- (4) 演劇又は大衆芸能（落語、講談、浪曲、漫才、寄席、演芸等）の公演又は発表
- (5) 映画（ビデオを含む。）の制作上映
- (6) 刊行物（詩、短歌、俳句、川柳、小説、随筆、童話等の文学及び大府市の郷土文化に関するものに限る。）の出版
- (7) その他市長が認めたもの

3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別に定める。

4 前3項の規定にかかわらず、前項に規定する補助対象経費が5万円未満の事業は、補助金の交付の対象としない。

5 補助金は、当該年度に実施される補助対象事業に限り、交付する。

6 補助金は、文化活動団体等につき、同一年度において補助対象事業のいずれか1件に限り、交付する。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費から収入（補助事業の実施に伴う入場料、広告料、企業協賛金、売上金その他の収入をいう。）を控除した額の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

(補助の要望)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付要望書を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(内定通知)

第5条 市長は、前条の補助金交付要望書を受理した場合において、その内容を審査し、

補助金を交付すべきものと認めたときは、当該補助申請者に内定通知をするものとする。

(交付の申請)

第6条 前条の内定通知を受けた補助申請者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書により当該補助申請者に通知しなければならない。

(事業内容の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた補助申請者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付の決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更又は廃止しようとするときは、規則第9条に規定する補助事業等計画変更届を市長に提出し、あらかじめ、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に収支決算書及び補助金請求書を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、補助事業の完了確認後、補助金を交付するものとする。ただし、補助事業の目的達成のため特に必要があると認められるときは、規則第11条第2項の規定により、補助金の全部又は一部を前渡しすることができる。

(調査等)

第11条 市長は、補助事業について補助事業者に対し必要な指示をし、報告を求め、又は調査をすることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、要領に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。